事　務　連　絡
令和２年（２０２０年）２月２８日

各市町村障がい保健福祉主管課長　様
各児童相談所長　様

熊本県健康福祉部子ども・障害福祉局
障がい者支援課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について

このことについて、令和２年（２０２０年）２月２７日付けで厚生労働省から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、各市町村におきましては、管内障害児相談事業所に対し周知をお願いいたします。

【概要】

・放課後等デイサービスについては、原則として開所していただくようお願いするとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなど対応をお願いする。
・教育委員会等から福祉部局に対して連携の要請があった場合には、教育委員会等に対して、受入可能人数について情報提供するなど必要な協力を行うこと。
・臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、休業日扱いで基本報酬を算定してよい取り扱いを改めて周知すること。
・児童発達支援事業所についても同様に、感染の予防に留意した上で原則開所していただくようお願いする。

熊本県健康福祉部　子ども・障がい福祉局
障がい者支援課
サービス向上班
TEL：０９６－３３３－２２３３